

赤い羽根と黄色い帽子。

皆さんからの赤い羽根募金は、
一年生の黄色い帽子となって、
地域の子どもたちの笑顔を
見守っています。

社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会

にじ

Rainbow

第 87 号
2018 9月号



「ありがとう」
笑顔で言える
「赤い羽根共同募金」
あなたからの募金だから。
私も誰かのために。
じぶんの町を
良くするしくみ。

[写真]
赤い羽根共同募金
新入学児童黄色い帽子配布事業

大阪府北部地震 平成30年7月豪雨災害

災

災害 ボランティアセンター

この度の災害により被災された皆様に、
謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この度の災害で被災した地域では、被災地の社会福祉協議会等を中心として、災害ボランティアセンターが立ち上げられています。

被災地の復興を支援しようと全国からたくさんの災害ボランティアが被災地に行かれています。被災地における手伝って欲しい、助けて欲しいという地域のニーズと支援に駆けつけた災害ボランティアとをマッチング（結びつける）するのが災害ボランティアセンターです。

被災地におけるニーズの調査を行いながら、そのニーズに沿った必要な災害ボランティアの振り分けを行っています。

また、被災地における災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等の職員も被災者の一人であることもあり、災害ボランティアセンターの運営には全国の社会福祉協議会等の職員が運営支援を行っています。

被災地では、被災地の皆さん、全国の皆さんが協力し合いながら、生活の復興に向けた活動が行われています。

現地でのボランティアを考えておられる方へ！

昨今、各種災害が発生し、被災地の状況を目の当たりにして、現地へ駆けつけたいと考えられる方もたくさんおられると思います。しかし、被災地においては自治体、社協、災害ボランティアセンター等においても混乱が予想されます。ボランティア活動に向かう前に、被災地ごとに状況が異なっているため、その被災地の状況を必ず確認しましょう。

また、被災地へ向かう際には、食糧事情や宿泊施設につきましても現地では余裕があるとは思えませんので、事前に各自で確保をしてから向かうようにしましょう。

併せて、ボランティア活動保険への加入をおすすめします。活動中のけが等に対応しています。現地でも加入できますが、出発前に加入することで往路から保険の対象となります。また、現地災害ボランティアセンターの受付業務の負担軽減にもつながります。

ボランティア活動保険年間掛金

保険の種類	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ (地震・噴火・津波)	500円	710円

- ヘルメットまたは帽子
- ゴーグル
- マスク
- タオルや首巻
- 名札（現地での配布も有り）
- 長袖のシャツ
- 長めのゴム手袋
- 長ズボン、カッパ、ヤッケ
- 長靴、安全靴

ボランティア活動保険への加入は、雲仙市社会福祉協議会本部事務所または各事務所までお問合せ
0957-36-3766

生活福祉資金

教育支援資金のご案内！！



「教育支援資金」は、生活福祉資金制度の中の一つです。

当該世帯の世帯主若しくは生計中心者に資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

教育支援資金については当該資金を使用する方が借入申込者（借受人）となります。

相談

申請

審査

教育支援資金の実施主体である長崎県社会福祉協議会で審査があります。教育支援資金は、就学する本人が借受人、その保護者が連帯借受人になって頂きます。連帯保証人は無しでも申請できますが、審査の結果、世帯の状況に応じて連帯保証人の追加を求められる場合があります。

貸付

審査により決定した金額の借用書を交わして振込にて貸付を行います。

据置期間

卒業後6ヶ月以内（任意）の据置期間があります。

償還

指定の口座から自動引落での償還となります。

償還完了

原則10年以内での償還です。

教育支援資金①教育支援費

学校教育法に規定する高等学校以上に就学するのに必要な経費。

授業料、校納金、通学にかかる経費、寮費、ひとり暮らしにかかる経費等

〔貸付上限額〕

高等学校、高専（高等課程）、専修学校

35,000円以内（月額）

短大、高専（専門課程）、専修学校

60,000円以内（月額）

大学

65,000円以内（月額）

教育支援資金②就学支度費

学校教育法に規定する高等学校以上への入学に際し必要な経費。

入学金、制服・鞆代、教科書代、ひとり暮らしを始める際の準備費等

〔貸付上限額〕

500,000円（一括）

※教育支援資金の対象とならない学校は、福祉費技能習得費で対応できる場合がございますので、ご相談ください。

借入申込者 就学する者

連帯借受人 借入申込者の属する世帯の世帯主又は生計中心者

申請に必要な書類

- ・生活福祉資金借入申込書
- ・世帯全員が記載された住民票
- ・世帯で収入のある者全員の所得証明書
- ・合格通知、入学証明書又は在学証明書
- ・長崎県育英会、日本学生支援機構奨学金非該当証明書
- ・連帯保証人の所得証明書
- ・就学支度費の内訳のわかる資料 その他

お尋ねは、雲仙市社会福祉協議会
本部事務所まで！
0957-36-3766



あの人を、すべての人を、支えたい。
のまちを良くするしくみ「赤い羽根共同募金」

赤い羽根共同募金へのご協力を 今年もよろしくお願いします！

今年も10月1日から12月31日までの間、全国的に赤い羽根共同募金運動が実施されます。雲仙市におきましても、長崎県共同募金会雲仙市支会を中心に、「じぶんの町を良くするしくみ。」をスローガンとして実施します。集められた募金は雲仙市における地域福祉活動や長崎県内の福祉施設の充実または被災地を支援する活動に活用されます。

赤い羽根共同募金にご協力頂くことで、雲仙市内のふれあい・いきいきサロンを支援すること、黄色い帽子として新入学児童の登下校を見守ること、子育て活動を支援すること、各種団体の生きがい活動を支援すること等につながります。

また、全国各地で発生している災害支援として、災害ボランティアセンターの運営を支えることにもつながります。

表

紙の写真について



子育て等支援事業「子育てサロン JAMJAM」
～いちご狩り体験～



新入学児童黄色い帽子配布事業として、雲仙市内 350 名の新 1 年生に黄色い帽子を贈りました。

サロンに来ると

じゃんけんをするだけでも楽しか～



サロン楽しんでます！



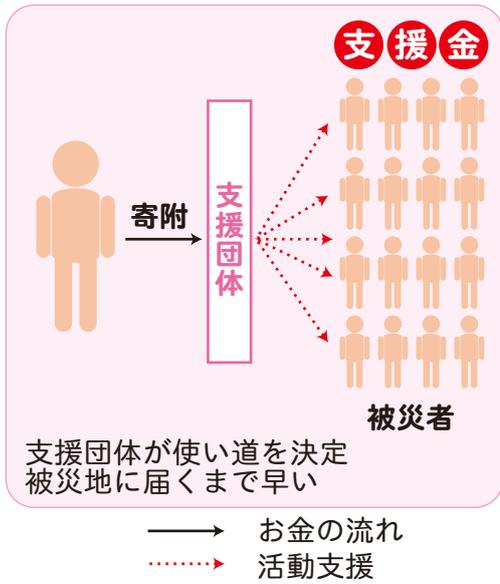
ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者を対象に地域の公民館を活用してふれあい・いきいきサロンを開催しています。各地域で開催しているサロンを紹介したいと思います。今回は『下山頭(千々石)』サロンです。

下山頭サロンは月に一回行われていて、八月のサロンではサポーターの方を中心に熱中症についてのO×クイズやトランプを使ったゲームを楽しんでいました。

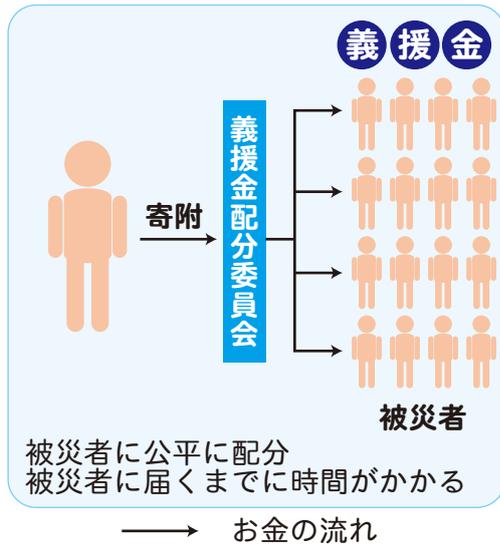
「この問題は×でしょ！」
「あく黒いカードやった～」
「このゲームは難しい…」
笑顔の絶えない下山頭サロンでした。これからも毎月のサロンを楽しんで長生きして下さいね。

サロン紹介 下山頭サロン

支援金と義援金ってどう違うんだろう…



〔支援金〕
 応援したい団体や活動等を寄附者が選択して、被災地の支援に役立ててもらおうお金。支援活動を行う団体や活動への支援。



〔義援金〕
 被災者の方々へ、お悔やみや応援の気持ちを込めて贈るお金。日本赤十字社、共同募金会、自治体、NHK等が受付を行う。被災者への直接的な支援。

視覚障害者生活訓練事業

本会では雲仙市からの委託事業として、視覚に障がいのある方を対象に、白杖歩行訓練や点字訓練、その他日常生活に必要な訓練を実施する視覚障害者生活訓練事業を実施しています。

7月26日(木)、当事者及び家族7名、講師1名、ボランティア及び職員4名で音浴博物館(西海市)への研修を行いました。

昔ながらのレコードや蓄音機を実際に手にとつて、「音」を感じ愉しむことができました。

エジソンの“円筒型レコード”を手にとっています



手回し式の蓄音機の“ネジ”を回しています。



視覚に障がいがある方にぜひこの視覚障害者生活訓練事業に参加頂きたいと思っております。お尋ねは、本部事務所 0957-36-3766 まで！

日本赤十字社活動資金及び長崎県奉賛金へのご協力ありがとうございました。

日本赤十字社活動資金
5,022,440 円

国内外における災害支援や紛争等で苦しむ人々への救護活動各種講習会等の開催に活用されています。

長崎県奉賛会
673,260 円

先の大戦で、平和の礎となられた御英霊に対して、長崎県戦没者追悼式及び雲仙市戦没者追悼式の開催に活用されます。

緊急小口資金貸付のご案内

貸付対象

平成 30 年 7 月豪雨災害により被災し、災害救助法が適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域に住民票があり、長崎県に避難した者のうち、今後避難先に当分の間（1 ヶ月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる世帯。

貸付内容

- 貸付限度額 : 10 万円以内 ただし、次に掲げる場合は 20 万円以内
- (1) 世帯員の中に死亡者がいる場合
 - (2) 世帯員に要介護者がいる場合
 - (3) 世帯員が 4 人以上いる場合
 - (4) 上記の他、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯で特に長崎県社会福祉協議会長が認める時
- 貸付方法 : 一括貸付
 利 子 : 無利子（延滞利息 5.0%）
 連帯保証人 : 必要なし
 貸付金の償還 : 1 年の据置期間後、2 年以内
 申込期間 : 平成 30 年 10 月末まで（予定）

教えて！みらいく〜ん！

ノーマライゼーションと
バリアフリーのお話だよ。

最近「福祉」ってなんですかかって相談があるの。そこで今回は福祉の基本となる「ノーマライゼーション」と「バリアフリー」のお話をしていくよ。

▼ノーマライゼーションは普通を普通にしていこうという考え方を

高齢者や障がいのある方も地域の中の一員として共に支え合いながら一緒に生きていこうとする考え方がノーマライゼーションなんだ。その為にみんなが住みやすい環境を整える事が大切で、その考え方のもと、バリアフリーが進められているんだよ。

▼バリアフリーの「バリア」とはその名の通り日常に潜む様々な「妨げ」。

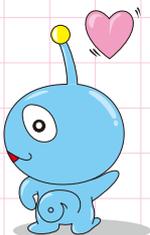
- ①物のバリア
- ②制度・文化情報のバリア
- ③心のバリア

①物のバリアは、一番知られていることかもしれないね。物理的なバリアとも言われ、身近にある段差やドアでもバリアになるんだ。最近では段差をなくしてスロープ（坂道）に変えたり、廊下を歩く人

の邪魔にならないようドアは内側に開く等の工夫がされているよ。
②制度・文化情報のバリアは、介助犬を利用している人が飲食店への入店を断られたり、手話や点字による通訳が必要な方にそれを受けられることができないことで、機会を制約されるバリアだよ。

③心のバリアは、②のバリアに近いものがあるよ。無知や偏見、差別、同情といった理解不足から生まれるバリアなんだ。一番人を傷つける簡単な取り除くことができないバリアなのかもしれないね。バリアを取り除くことで、高齢や障がいにより生活の中で不便を感じるかもしれないようにしていくことが「バリアフリー」だよ。

ボクは、③の「心のバリアフリー」が一番大切だけど一番難しいバリアだと考えているよ。人と関わること、困った人に声をかけること、日々の小さなきっかけによって、いつの日か心の中にある大きな「バリア」を取り除くことができるんじゃないかと思うんだ。



Normalization
&
Barrier free

雲仙市社会福祉協議会への
皆さんからのご寄附、
ありがとうございます。

平成30年6月11日～8月10日

一般寄附（見舞い返し含）

小浜事務所

▼よろこびの里 様

千々石事務所

▼山口 優治 様 平畑 下岳

▼山口 克明 様

香典返し寄附

▼坂木 伊州 様 北下原西

国見事務所

▼坂木 伊文 様 魚洗川

▼前田 弘 様

▼本多 康一郎 様 船津中央

▼本多 ムメヨ 様

▼山口 真澄 様 小路

▼山口 昭 様

▼平島 和吉 様 宮田

▼秋田 一明 様 馬場第二

▼秋田 ミヨコ 様

▼村里 由美子 様 轟木

▼村里 耕平 様

▼吉田 きよみ 様 船津中央

▼吉田 利久 様

▼吉田 龍 様 北下原西

故 吉田 國廣 様

▼本多 克雄 様 宮田

故 本多 克己 様

▼和住 順一 様 馬場第二

故 和住 ハルエ 様

▼渡邊 美波 様 轟木

故 渡邊 正義 様

▼本田 正一郎 様 八斗木

故 本田 一郎 様

▼松尾 一博 様 北下原西

故 松尾 キエ 様

▼橋本 安雄 様 下古賀

故 橋本 昭子 様

瑞穂事務所

▼池田 伸吾 様 船津

故 池田 久代 様

▼上田 水良 様 夏峰

故 上田 スミ 様

▼酒井 千恵美 様 古江

故 酒井 一仁 様

▼内田 聖 様 古江

故 内田 利則 様

故 内田 ナツヨ 様

▼益田 克巳 様 伊古

故 益田 フミヨ 様

▼伊藤 道久 様 岩戸

故 伊藤 由美子 様

吾妻事務所

▼笹田 誠 様 牧ノ内

故 笹田 ナツエ 様

▼吉田 ツナ子 様 横田

故 吉田 正博 様

▼松崎 一久 様 三室三

故 松崎 昭行 様

▼卜部 賢一郎 様 牛口西

故 卜部 敏子 様

▼前田 千明 様 古庄

故 前田 利明 様

▼田口 隆幸 様 牛口東

故 田口 隆幸 様

▼岩永 政志 様 牛口東

故 岩永 アサヨ 様

愛野事務所

▼宮崎 富喜子 様 八幡

故 宮崎 哲郎 様

▼高谷 正行 様 田端

故 高谷 マツヨ 様

▼出田 昭子 様 平和

故 出田 力男 様

千々石事務所

▼平野 幸一 様 塩屋

故 平野 幸代 様

▼足田 信昭 様 己ノ鰐

故 足田 フミヨ 様

▼田中和 久 様 河内

故 町田 カズヨ 様

▼町田 孝行 様 塩屋

故 町田 安子 様

▼荒木 幸盛 様 寺ノ元

故 荒木 貞子 様

▼岩永 初則 様 桂ノ追

故 岩永 マサエ 様

▼鎌田 保治 様 釜

故 鎌田 シゲ 様

小浜事務所

▼田中 子工子 様 東小浦

故 田中 郁也 様

▼林田 知高 様 浜

故 林田 ヤエ 様

▼清水 孝基 様 新町

故 清水 あい 様

▼萩尾 美加 様 小田崎

故 萩尾 一俊 様

南串山事務所

▼富永 一寛 様 塚ノ山

故 富永 徹 様

▼北野 義久 様 上木場

故 北野 宣臣 様

ご逝去された方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族のご厚情に対しまして心より感謝申し上げます。
なお、個人情報保護法に基づき、同意を頂いた方のみ掲載しております。

弁護士相談

皆さんのお悩みごとを弁護士の先生がお聞きします

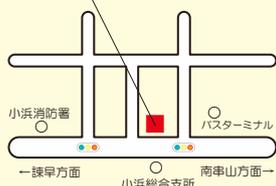
13:30 ~ 17:00 (1 枠 30 分)

相続・離婚・金銭トラブル等
生活上の法律問題について、
弁護士が無料で相談に応じます。
ご予約が必要です。事前に
本部事務所 (36-3766) までご連絡ください。

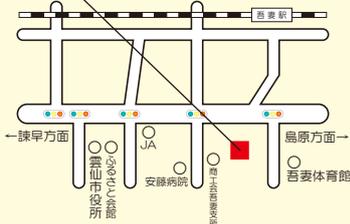
開催日	開催場所	担当弁護士
10月11日(木)	小浜老人福祉センター	樋口由紀子 先生
12月12日(水)	吾妻就業改善センター	曾場尾雅宏 先生
2月14日(木)	南串山保健福祉センター	宮木 光 先生

相談は、
お気軽に。

小浜老人福祉センター



吾妻就業改善センター



南串山保健福祉センター



助け合い・支え合いのまちづくりをめざして

社会資源の見える化 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業では地域での活動や取り組みを「社会資源の見える化」として紹介したいと思っております。皆さんが住んでいる町にはどんな助け合いや支え合いがあるのでしょうか。

今回は居場所の提供 国見町の認知症カフェ「オレンジカフェくにみ」のご紹介です。
《オレンジカフェくにみ》

場所…国見町総合福祉センター (土黒甲1063)
開催日…毎月第1・第3水曜日 午後2時~午後4時
参加費…無料 (飲み物・茶菓子代として200円を頂いています)

※当事者と家族、専門職や地域の方が気軽に集い、おしゃべりを楽しみながら認知症について理解を深めています。年4回あるイベントではテーマを決め、その内容に沿った活動を行っています。7月は「認知症とその予防について」認知症についての講演や予防のためのレクリエーションを行いました。



オレンジカフェのお問い合わせは
国見事務所まで (0957-78-0596)

編集発行



社会福祉法人

雲仙市社会福祉協議会

〒854-0302

長崎県雲仙市愛野町乙 1736 番地 3

TEL 0957-36-3766 FAX 0957-36-3768

<http://unzenshakyō.net/>

国見事務所 TEL 0957-78-0596

瑞穂事務所 TEL 0957-77-3670

吾妻事務所 TEL 0957-38-3511

愛野事務所 TEL 0957-36-0071

千々石事務所 TEL 0957-37-2755

小浜事務所 TEL 0957-75-0621

南串山事務所 TEL 0957-88-2143



雲仙市社会福祉協議会



この広報誌は、皆様からの寄附金・共同募金の助成金により作成しています。